

1 8 陳 情 第 5 5 号	新宿区精神保健福祉の向上に掛かる陳情
付 託 委 員 会	福祉健康委員会
受 理 及 び 付 託 年 月 日	平成 1 8 年 9 月 2 7 日 受 理、平成 1 8 年 1 0 月 3 日 付 託
陳 情 者	東京都新宿区大久保 _____ _____

(要 旨)

- 1 現在の「支援の場」を継続して確保できるようにして下さい。
- 2 グループホーム利用者への家賃助成を実施して下さい。
- 3 訓練等給付事業について、精神障害の特性に基づき安定的な運営が可能になるよう配慮して下さい。
- 4 精神保健福祉手帳の 1 0 月からの形式変更に鑑み、手帳に付加される福祉サービスの更なる充実を各方面に要請して下さい。

(理 由)

精神障害は病気と障害の共存であり、病気の状態によって障害の程度（できることとできないことの水準）が日々変動します。昨日難なくこなしていたことが、今日はできないという状態が珍しくありません。障害が固定しないというのが精神障害の理解を妨げ且つ障害認定を困難にしている所以です。

その特徴としては、

新しい、または見知らぬ場所、人、物等、環境に馴染みにくい、慣れるのに時間がかかる。

窮状を表現すること及び対人関係を取り結ぶことが苦手。

落ち込んだ状態からの復元力が弱い。

偏見からの社会的不利を被りやすい。

などが挙げられるでしょう。

このような障害特徴を有する当事者の地域生活を、ネットワーク連絡会に結集する施設は長年に亘って当事者と手を携えて支えてきました。その営為を今後とも確実に持続するために、要望を行います。

- 1 区内の作業所、小規模授産等の各施設の日々の活動は、長年に亘って地域との信頼関係を形成し、その施設がそこに在ることによって、そこに集う精神障害当事者に対する理解を促進し、偏見の除去に貢献してきたのです。そのような意味で各施設が現在の場で、今後も安心して活動を継続することが重要です。各地域で培ってきた深い理解と信頼が破綻の危機に瀕することのないように、新宿区は現在の場を確保するための援助方

策を明瞭に策定して下さい。

また利用希望者の増加に伴って新たな活動拠点を必要とする施設、現行の施設で希望する所については、近隣の新宿区の空き施設等を利用できるように配慮して下さい。

- 2 グループホームにおいては平成 1 8 年 4 月から障害者自立支援法が施行され、生活保護受給者以外は家賃の負担が増大し、ホームでの生活を圧迫しています。

生活保護受給者以外の低所得者でも、安心してグループホームを利用することが出来るように、現行の知的障害者グループホーム家賃助成制度を精神障害者へも適用して下さい。

- 3 精神障害の根底には病気と障害の共存があり、その状態像は日々変動します。今日状態が良くても明日がどうなるかは分からないという不安定性を抱えています。現在示されている就労支援などを目的とする、訓練等給付事業は利用希望者の毎日の出席を前提にしないと、安定的な運営ができないような設計になっています。日々の利用が不安定な障害者も安心して利用でき、また安定した運営が可能になるように配慮して下さい。

- 4 精神保健福祉手帳によって受けられる福祉サービスは、身体障害者手帳や愛の手帳に比して後発故の格差があると思います。障害者自立支援法の三障害一体の理念からしても同等の福祉サービスが受けられるようにして下さい。